

遺言書 (例2)

例は、子供が二人いる夫婦で、夫が遺言書を作成する場合を想定しています。

遺言者大東太郎は、次のとおり遺言する。

一、妻大東花子（昭和2年2月2日生）に次の財産を相続させる。

- 1 土地
所在 大阪府大東市谷川 a 丁目
地番 b 番 c
地目 宅地
地積 235.14 平方メートル
- 2 建物
所在 大阪府大東市谷川 a 丁目 b 番地 c
家屋番号 b 番 c
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建居宅
床面積 1階 89.8 平方メートル
2階 55.7 平方メートル

□の財産目録の箇所が今回の改正対象となります。
相続財産を財産目録（例2では土地・建物と預貯金口座をあげています）として別紙に添付する際に、土地・建物登記事項証明書を添付したり、預貯金は通帳の写しの添付したり、パソコンで作成するなどが可能になります。

ただし、これまで通り、遺言者が土地・建物と預貯金の情報を自筆で書くこともできます。

二、長男大東一太郎（昭和34年5月30日生）に次の財産を相続させる。

日本国内大銀行 住道支店 口座番号 1234567 の遺言者名義の普通預金
大阪府内銀行 大東支店 口座番号 3456789 の遺言者名義の普通預金

三、長女四條暁さくら（昭和36年9月15日生）に次の財産を相続させる。

近畿圏内銀行 四條暁支店 口座番号 2345678 の遺言者名義の普通預金
北河内銀行 大東支店 口座番号 4567890 の遺言者名義の普通預金
北河内信用金庫 大東支店 口座番号 9876543 の遺言者名義の普通預金

四、その他の遺言者に属する一切の財産は、妻大東花子（昭和2年2月2日生）に相続させる。

五、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

大阪府大東市谷川 A B 丁目 B C 番 C D 号
行政書士 行政三四郎

六、付言事項

私もいい年になってきて、いつどうなるのかわからないので、一筆書きました。
いい妻・子供達に恵まれて良い人生だったと思う。父親としていたらない部分も多く何かと迷惑をかけたが、最期までついてきてくれた妻、そして子供達に本当に感謝している。
ありがとう。

この遺言書は父の最期のわがままで、お願いです。どうかこの遺言書のとおり執行してください。私の死によって発生した相続財産は、もともとなかったものと思って、この遺言書の内容で誰一人もめないことを強く望みます。

平成31年1月6日

大阪府大東市谷川 a 丁目 b 番 c 号

遺言者 大東太郎（昭和元年12月25日生）

